

巻 頭 言

子どもの貧困と家庭少年問題

最上 和幸（共同代表、青森県健康福祉部こどもみらい課）

日本の子どもの貧困率は15.7%（平成22年「国民生活基礎調査」）だという。約7人に1人の子どもが「貧困」という勘定になる。

みなさんは、この数をどう受け止められるであろうか。最初にこの数に出会った時、「一億総中流」という言葉に親しんでいる世代の私には、にわかには信じられなかった。

人生というレースで7人に1人の子どもはスタート時点で既に遅れを取っていることになる。ひとり親家庭の子どもに限ると、その比率はもっと高く、約半数に1人は「貧困」であるという。

貧困の連鎖は、砂時計に喩えられる。砂時計の上のバルブにいるときには気がつかないが、いったん「貧困線」というその細い管を通して下に落ちると、再び上に戻ることは難しい。福祉の現場では、2世代にわたって生活保護を受給しているケースに出会うことは珍しくない。「貧困」から生じる二次的な要素が絡み合っ、子どもを取り巻く環境に様々な課題を派生させる。たとえば、「貧困」であるがゆえに、親は車を持ってない。車がなければ、仕事の幅が狭められ、低賃金・長時間労働になる。子どもとふれあう時間も、自らの健康を守る時間もなくなる。親は家に居ないか、居ればイライラしている。子どもはいつも淋しい思いをしている…。

子どもの福祉・教育に携わる者は、非行、児童虐待、不登校、学習不振などの問題の裏側に「貧困問題」が潜んでいることを経験的に知っている。平成23年の少年院新収容者の28.7%の家庭は「貧困」である（法務省「少年矯正統計」）。児童自立支援施設入所児童の家庭状況は公表されていないが、経験上もっと高いように感じる。東京都が行った調査では、平成15年度に児童相談所が扱った虐待相談件数のうち、経済的困難を抱える家庭が30.8%あった（東京都福祉局「児童虐待の実態Ⅱ」）。青森県立保健大学が平成6年から10年までの5年間に県内児童相談所で受理した虐待相談事例を調査した結果でも、その7割に経済的困難が確認されている（益田早苗「児童虐待発生誘因の実証的類型化とアフターケアシステムに関する研究」）。低所得と低学力の関係は古くから指摘されているが、一見貧困とは関係なく、どちらかというとも裕福な家庭において生じる問題のように捉えられがちな不登校にあっても、生活保護世帯の中学生の不登校発生率は、生活保護

や就学援助を受けない中学生の4.8倍に上るといふ。(板橋福祉事務所：平成19年度調査)

もちろん、貧困だから非行等に走る、と言っているのではない。「貧困」という環境が、子どもから可能性を奪い、苦境の道に追いやっているのではないか、ということである。たとえば、「貧困」→「ネグレクト」→「非行」→「学業不振」→「低学歴」→「就職の失敗」→「貧困」というように、子ども時代の貧困を起点として、大人になった自らの貧困に向かうレールが敷かれているように感じられる。それは決して「個人の努力不足」のせいではないだろう。

この6月4日、子どもの貧困対策の推進に関する法律案が衆議院を通過した。今国会で成立する見通しである。法案には、教育支援、生活支援、保護者の就労支援、経済支援などが謳われている。

貧困から貧困に向かうレールを断ち切る方法として2つ提案したい。

1つは、学習支援の力である。それは、子どもの自尊感情や自己肯定感を育むことでもある。我々家庭少年問題研究会では、試験観察や保護観察、児童自立支援施設に入所している子どもたちに、一人ひとりに寄り添って学習支援を行ってきた。児童自立支援施設では不登校だった児童が、学生ボランティアの支援で「勉強が楽しい」と感じる事ができた。貧困の連鎖に向かう流れが変わった瞬間である。

もう1つは、ソーシャルワークの力ではなかろうか。貧困がもたらす諸要素の絡み合いを一人ひとりに応じて解き、解決の手助けをする相談援助の力が必要である。近年、非行や不登校など子どもの「問題行動」の裏側にある家庭環境に目を向け、学校スタッフ等と連携しながら援助を行う「スクール・ソーシャルワーカー」の活躍が期待されている。

この二つの力を合わせることで、砂時計の上に向う新たなレールが見えてくるものと確信している。(2013年6月6日稿)

● 前回の学習会 (2012年6月16日) 報告

孤独・孤立死の対応と課題 一高齢者、障害者、被災者を中心に

飯 考行 (弘前大学人文学部)

2012年度総会后、弘前大学人文学部4階多目的ホールにて、標題のシンポジウムが開催された。

シンポジウムの企画趣旨は、昨今、孤独・孤立死の訃報が相次いで報じられていることにかんがみて、高齢者、障害者、被災者を中心とする孤独・孤立死の対応と課題について、関連の講話を踏まえて意見交換を行うことにある。



西村氏の話題提供

話題提供者は、西村愛氏（青森県立保健大学講師）、神照文会員と飯であった。西村氏に面識はなかったが、「障害者福祉 家庭訪問のセンター作れ」と題する朝日新聞「私の視点」欄の寄稿（2012年4月16日朝刊）に接して、照会の手紙を出したところ、講話を快諾いただいた。以下で、西村氏の講話を中心に、シンポジウムの模様を紹介したい。

西村氏の講話題目は、「障害者家族の孤独死から考える―多問題化に対応するアウトリーチセンターの必要性―」であった。最近起きた障害者家族の孤独死事件（2011年12月横浜市、2012年1月札幌市、2012年2月立川市）の概要紹介後、それらの共通点として、①福祉サービスの未利用、②貧困、③適切な情報を収集し精査する力の弱さ、④地域や社会との接点の極端な希薄さが挙げられた。

上記の事件の背景は、障害者家族の暮らしにおける、解消されない「親亡き後」の不安が指摘された。その要因には、①貧困、②含み資産として期待される家族、③近隣住民の理解につながらない別学体制があるとされた。福祉サービスを利用する金銭的余裕がなく、地域の理解も進まない状況が、障害家族を追い詰めており、その結果、最悪の場合、今回のような孤立死につながっているというのである。

最後に、障害者家族の孤立死を防ぐために、①早期から親離れ・子離れできる機会をつくる必要性、②自治体とヤクルトの協定（ヤクルト配達員による警察への通報）、そして③アウトリーチという中間施設の必要性が語られた。

③は、上記の「私の視点」に掲載されていた、支援者が家庭を訪問し必要なサービスにつなげるアウトリーチ専門のセンターを指す。すなわち、家賃や光熱費の滞納などの異変があれば、担当者や地域住民がセンターに連絡し、センター職員が家庭に出向いて実態を把握し、行政や福祉団体などのサービスへ取り持つ仕組みである。こうしたセンターの整備が、孤立しがちな障害者家庭の支え手になることが、西村氏の主張であった。あわせて、アウトリーチや介入を阻むプライバシー保護の問題が、課題として挙げられた。

西村氏による家庭訪問のアウトリーチ型センター設置の提案は、昨今の政治情勢にかん

がみて、すぐに実施に移すことは難しいかもしれないが、障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障害者へのきめ細かな配慮と障害者家庭の孤立死防止の一環として、検討に値しよう。

続いて、神会員より、「高齢者の疾病予防と見守り」と題して、近隣住民による高齢者の見守りを通じた見守りの実践例が報告された。最後に、飯より、「東日本大震災後の被災者の生活状況」と題し、東日本大震災後の災害ボランティア経験などにもとづいて、応急仮設住宅訪問で、閉じこもっているように見受けられる高齢者や障害を持つ方がいることを挙げ、ボランティアなどの見守りや交流がいつそう求められることなどが語られた。

休憩を挟んだ意見交換では、以上の講話に対する質問のほか、弘前市で地域ごとにねぶたを出して一体感を醸成していることが孤独・孤立死を防ぐヒントにならないか、という意見などが出された。

以上の通り、このシンポジウムは、熱心な講話と意見交換を通じて、分野や地域の実情を踏まえた対応策の検討と実践の重要性をあらためて考える好機となった。孤独・孤立死の対応は、日本社会の喫緊のテーマであり、今後も折に触れて学習会で取り上げたい。

● 施設見学会（2012年8月10日）報告

青森少年院と青森少年鑑別所を見学して

神 裕美子（青森県立保健大学2年（当時））

私は児童福祉に興味を持っており、非行少年に対する対応やそれに関係する施設の役割について学びたいと思い今回の見学に参加した。

少年院はもうすぐ廃庁になるということで人がいない状態の施設の見学だったことは残念だったが、実際に現場の職員の方に講義をしていただき少年院での教育の内容や構造、少年院を出た後のことなどとても詳しく学ぶことが出来た。自傷他害の危険のある少年を隔離しておくための部屋も見せていただいたが、壁や床をやわらかいものに変えていたり、中のものを壊して自傷行為をしないようにされていたりと様々な配慮がされていることが印象に残った。少年院での生活の中にも体育祭・文化祭などの行事が盛り込まれていることをはじめ知り、少年院へ抱いていた怖い・厳しいといったイメージが変わった。

鑑別所の見学では、青森市の少年鑑別所の立地を知らなかったので思っていたよりも街中に設置されていることに驚いた。鑑別所は少年院とは違い少年に対する処置を決めるための一時観護の役割を担っているため、少年院ほど元の生活を遠ざける必要はないのだと知った。鑑別所は中庭の塀も少年院ほど高くなく、周囲から普通に中の様子が見えることに驚いたが、鑑別所内からは周囲の町並みや生活が普通に見え、考えていたよりも嚴重に

周囲から隔離されているわけではないことから、少年鑑別所の働きを改めて学ぶことができた。



青森少年鑑別所前で

また、一緒に鑑別所見学に向かった弘前大学の学生が偶然同じ高校出身ということで思いがけず打ち解けることもできた。別の大学の人と同じ車ということで緊張していたが、お陰で緊張が解れ見学先でも肩の力を抜いて話を聞くことができてよかった。

今回の経験を通して、少年を観護し、更生させる仕事の重要性と、各施設の役割を再認識することができたとともに、児童福祉に携わりたいという気持ちがより強まった。もしもまたこういった機会があれば是非参加したいと思う。



青森少年院の正門前での“最後の”記念撮影

BBS 東北地域学生交流会事後報告書

山上 結衣（弘前大学教育学部 3 年）

私たち弘前大学 teens&law は、BBS 活動の一貫として、平成 25 年 2 月 20 日（水）～23 日（金）にかけて、青森県五所川原市及び青森市にて、「BBS 東北地域学生交流会」を開催し、滞りなく終了することができました。

この交流会は BBS 活動を行っている東北地区の学生たちが一年に一度集い、意見交換及び活動発表・各地域の課題検討などを行うイベントで、私たち学生が行う BBS 活動及びその他ボランティアをより良いものにしていくため、また東北地区の学生間の絆を深めるために開催されています。今年は開催地が青森県だったため、弘前大学 teens&law が中心となり、交流会テーマ「わ」を掲げ、県内他大学とも連携を結びながら昨年秋頃から本格的に準備を進めていきました。テーマの「わ」には、三つの意味が込められています。一つ目は、平和の「わ」、知見を得てそれらを社会に還元していく「わ」、人と人とがつながる「わ」です。私たちが行う非行少年との関わりを通して更正へとつなげていく社会奉仕活動、そして平和な世の中を望む思い、またそのために仲間とつながることの大切さを象徴するこの言葉を選ばせていただきました。

今回の「BBS 東北地域学生交流会」では、保護観察所の所長様をお迎えできることとなり、当日は更生保護についての大変貴重なご講話をいただきました。自分たちが普段行っているのは、「非行少年に対して勉強を教える・話し相手になる」というボランティア活動なのですが、普段から全面的に「更生保護」を意識しているわけでは無いと思うのです。非行少年と関わるうえで事の善悪など最低限留意する点には十分配慮していますが、実際私の場合あまり難しく考えず、目の前の子どもに真摯に向き合っただけなのです。少年を前にすると「非行」というものはその子の背景の一部に過ぎなくて、普通の子どもたちとなんら変わらない純粋さを持っていますし、素直で可愛い面・良いところもいっぱいあります。きっと「非行」に走ってしまうのには、家庭・学校・交友関係などあらゆる様々な要因が複雑化して、そうするに至ってしまったということなのではないかと思います。しかし、やはり世間一般から見て、非行少年たちは偏見の目をもたれているのは事実です。出所した子どもたちの就職の受け入れ先がなかなか見つからないというのも、その背景を物語っています。今回の講義では、保護司さんを介して就職先が見つかったという例がありましたが、ボランティアをする私たちはこの例のように非行した子ども自体をマイナスに受け取ったりせず、その子ども一人ひとりの本質を見つめて向き合っ、希望のある芽だ（社会復帰・更生できる）ということを信じ続けて支援していくことが、少年の更生への意欲に繋がるのだなと改めて思い返す機会となりました。そしてそうした価値観をもっと広くの人に持ってもらえるようになるためにも、BBS 活動を始めとする非行少年に対するボランティアを意欲的に行っていく必要性を感じました。また、このご講話を受けて、自分たちのやっている活動が、法的に定められたシステムのなかで、どうい

位置づけになっているかの全体像が掴めたり、自分たち少年に関わっていくことで更生保護に微力かもしれないけども役立っているのだということを実感できたりするととてもいい機会になりました。

また、地域ごとに活動内容・課題・抱負を発表しあうことで「他県ではこんな活動をやっているのか」という発見や「部員の参加率の低下など同じ悩みを持つ県が多いな」などの課題を共有することができました。今回のような交流や意見交換は、きっと学生たちの活動の刺激になったり、意欲の湧くきっかけになったりするととても大事なものになったと思います。そして、何より学生同士が真剣に話し合ったり意見しあったりしている姿に、本当にBBS活動に真摯に取り組み、より良いものにしていこうという思いが表れており、強い仲間意識を感じました。こうした活動報告意外の活動としては、スポーツレクリエーションで借り物競争をしたり、雪中活動をしたりするなど、笑顔があふれる楽しい交流会になっていました。

たったの三日間でしたが、普段別々の地域で活動している学生たちが、同じご飯を食べ、交流し、意見し合い、同じ床に就くというのはなかなか普段無い貴重な体験でした。主催を任された当初は、実際のところ「無事にこの大役を終えることができるのか」とサークル一同不安も大きかったのですが、交流会終了後には各県から激励、感謝の言葉があり、このような機会を作ることができて本当に良かったと感慨深い思いになりました。またそれも、私たちだけの力だけでは到底終えることは出来たはずもなく、企画・運営に協力してくれた参加者全員の力のおかげだと改めて感謝しました。今回の交流会のテーマである「わ」。学年、地域、性別を越えて、それぞれ参加した皆さんが素敵な「わ」が広げられたのではないかと思います。BBSでは、東北地区の合同イベントなども多く開かれています。今回の交流で繋がった絆がこれからも活かされ、さらに輪が広がっていくことを期待しています。また、私たち弘前大学 teens&law サークル一同も、これから更にサークル活動に意欲的に取り組み、そして「ただ活動する」のではなく、「どうしたらもっとより良いものになるだろう」という向上心を忘れず日々邁進していきたいと強く思っています。

自分達の模擬裁判員裁判を制作するにあたって

藤井 彩菜（弘前大学人文学部4年）

昨年度の模擬裁判は、身代金目的誘拐罪という罪名で模擬裁判を作りました。これは、「社会問題が与える犯罪への影響を考えてもらおう」というコンセプトの元で、被告人が犯行に及んでしまったのは社会問題が影響しているのではないか、ひとえに被告人に原因があるとは言いきれないのではないか、ということ踏まえて裁判員の方に考えてもらいたいと思い、この誘拐罪を取り上げて模擬裁判をすることにしました。



昨年度の模擬裁判の様子

まずシナリオ作りにおいては、検察官・弁護人、双方の証人尋問においてどのような質問をすれば被告人にとって有利・不利な事項になるのかを考えながら作成しました。また、検察官・弁護人の片一方の主張が強くなりすぎないようにも気をつけ、また前後の質問において矛盾しないように確認しながらシナリオ作りを進めていきました。またシナリオ作りをする全過程において、コンセプトにもあるように1つの事件が発生する際、何かしらの背景がありその背景をいかにして表現するかという点で苦勞しました。

次に評議については、個人それぞれが感じたこと考えというものがあるのでどのような判決に至るのかは、この評議にかかっており、私達が心配していた点でもありました。実際何度か行ったリハーサルでは出なかった意見が、本番裁判員役をしてくださった方から出され、私達も感心した意見がいくつかありました。やはり個人それぞれが持っている意見や考えが評議の中で出され、判決の内容に反映されるのであり、それが一番の裁判員制度の特徴であるのだろうということを改めて実感しました。

本番当日の感想についてですが、私は司会という形で模擬裁判の進行を進めさせて頂きましたが、まずは多くの方が来場してくださったことに驚きました。昨年度は模擬裁判の後にシンポジウムが開催されたので、その関係もあると思いますが多くの学生や保護者の方一般の方に見て頂くことができ良かったと思っております。そして、急遽選ばれた裁判員役の方もしっかりと自分の考えや意見を出してくださり、最後時間が足りなくなりましたが中身の濃い模擬裁判ができたのではないかと考えています。そして全体を通して裁判員役をしてくださった方、また見てくださった方に少しでも裁判員制度について理解していただくことができたのではないかと考えています。アンケートにおいても、理解できたという多数の回答を得られ嬉しく思っています。

最後に昨年度は平野先生・飯先生・宮崎先生、また卒業された先輩方に変なお世話になりました。先生方、先輩方なしでは作り上げることはできなかつたと思っているので、と

でも感謝しています。それと同時にまだまだ勉強不足であると実感し奥深い裁判員制度について今後も勉強していきたいと思っています。また今年度も後輩を中心に模擬裁判を開催する予定であり準備を進めているようなので、ぜひ皆さんには足を運んで見て頂きたいと思います。

模擬民事裁判を振り返って

伊藤 広将（弘前大学人文学部 3年）

今年の4月17日に弘前大学にて新入生歓迎企画の一つとして模擬民事裁判を行いました。

新入生の入学時期に模擬裁判を行ったきっかけは今まで刑事裁判しか扱ったことがなかったのも、模擬民事裁判を作ってみたくと思ったこと、新入生にこのサークルの活動について知ってもらいたいという気持ちがあったこと、実定法と手続法が交差する裁判とその準備を通して、今まで学んできた法律をより実学としての法律に近い形で学ぶことができると思ったことが挙げられます。

今年の1月頃からシナリオ作成を始め、まず各部員たちがそれぞれ扱ってみたいシナリオの骨組みを作って持ち寄り、全員が興味を持ったシナリオ一つに絞ってそれに沿って裁判を作り上げるという方法をとりました。準備期間中、期末テストの時期と重なったり、春休みを挟んだり部員が集まれる機会が少なかったため、4月に間に合わせる事ができるのか不安がありました。そこで、シナリオの部分で裁判官パート、原告代理人パート、被告代理人パートに分け、シナリオを書く役割をより多くの部員に分散させるとともに、各登場人物の視点から明確に考えることによって違った角度から裁判全体を考えていけるようにしました。それぞれのパートごとに各自で民法、民事訴訟法その他関連する法律について勉強し、裁判での攻撃・防御・進行に備えて主張やシナリオを準備書面の段階から細かく丁寧に作りました。本当の裁判に近い形で手続きを踏み、春休み中に約一週間毎にすべてのパートが集まって、扱う事件に類似する判例の読みこみや主張内容の確認、法的に適正かチェックし、騒音に関する勉強、扱う事件の細部の設定や問題点に関する議論を行い、準備書面・証拠・シナリオにそれらを反映させて訂正し、弘前大学の民法の吉村先生、裁判法の飯先生、法学の宮崎先生、金沢大学の福本先生に見ていただき、ご意見をいただくといった作業を繰り返しました。この段階で特に難しかったのが当事者双方が人証からいかに有利な発言を引き出すか、当事者双方からみてバランスの取れたシナリオ設定にすること、事実を法律要件に当てはめるといったことでした。

シナリオを作るにあたり、当初はマンションの上の階に住む一家の子供が毎日のように大声を出したり物音を立てたりしてうるさいことに腹を立て、その一家の住んでいる部屋のドアを必要以上に叩いたり蹴ったり、玄関前にわざと小便をしたり生ゴミをばらまいた

りしたことに対する不法行為責任を追及する裁判にしようと思っておりましたが、個々の事実の立証が難しく感じたためシナリオを大幅に修正しました。そこで、事件の当事者の一方が騒音を発し、もう一方がそれに耐えきれなくなって訴訟を起こすというシナリオに変更し、不法行為を騒音の発生に絞ることにしました。内容は原告が弘前市にあるマンション1階にある部屋を賃借していたところ、真上の部屋に被告が引っ越してきて、それ以来主に深夜の時間帯に原告住戸に大きな音を及ぼすようになり、大きな音と被告の対応につき、原告は、精神的に苦しみ、悩み、咽喉頭異常感、食思不振、不眠等の症状も生じたため、原告は病院に通院加療を受け、原告は、損害賠償請求を求めて起訴したというものです。シナリオの内容を騒音事件に決めたのは、裁判の傍聴者を大学の新生と想定していたため、多くの新生が一人暮らしを始めることに鑑みて彼らにとって身近に感じられる裁判にしたいと思ったからです。



2013年4月に行われた民事模擬裁判

当日は、法律に関心のある学生たちが新生・在学を問わず集まりました。裁判の途中で傍聴人に質問する機会を設けた時に質問が出て、裁判後の評議でも様々な意見が出ました。上演側も自分たちで準備してきた裁判であるという強い認識があったので、役に熱が入り、とても充実した裁判とすることができました。しかし、評議では事実認定、法律要件へのあてはめや損害賠償額算定等の難しさを感じました。

今回の模擬民事裁判を作成する際に心掛けた点は「市民の司法」をコンセプトに誰にでもわかりやすい裁判をつくるということでした。また今回の事件は、社会的実体としての紛争としての側面が大変強く、訴訟で上手に解決しがたいという点で生の私人間の紛争として傍聴人にとって親身に考えられる裁判であったと思います。見やすくするための工夫で模擬裁判前の導入として劇を入れたことが功を奏したのか、皆楽しそうに模擬裁判をやっていたと傍聴人からコメントをもらったことが嬉しく、やりがいを感じました。しかし、

模擬評議を進行していく中で、私と傍聴人とで事件に対する意識の違いを感じました。このことから私が裁判で傍聴人に考えてもらいたかったことをうまく伝えることができなかつたことが残念でした。騒音がどれだけうるさいかといったことも実証すべきであったことも心残りです。そして、何より法律を学んだことのない学生達に裁判を理解してもらうことが難しかったです。今回は実験的に模擬民事裁判に裁判員制度を導入して上演したこともあり、司法が要求する市民感覚とはいったいどういうものなのかについて考えさせられ、課題が多く残る模擬裁判となりましたが、この経験を次の模擬裁判や今後の生活の中で生かすことができればと思います。

【会報編集担当より】

teens&law は、teens 部門、law 部門それぞれの活動を活発に展開しています。上記のような活動の他にも、teens 部門は児童自立支援施設「みらい」での学習支援や情緒障害児短期療養施設「おおぞら学園」への訪問、BBS のともだち活動などを行っていますし、law 部門も法学に関する学習会や、岩手大学模擬裁判サークル ILC との交流（次頁の写真をご参照ください）、千葉県立千葉高校の模擬裁判見学などを行っています。また、6月12日に行った青森地方検察庁の出前教室プログラムを利用した学習会は、陸奥新報にも取り上げられました（陸奥新報 2013年6月14日17面）。

とくに2013年度は部長の山上結衣さんを中心に teens 部門と law 部門の協力関係が比較的うまく行っているようです。今後の活動に、会員の皆さんも是非ご注目下さい。



2012年12月11日に行われた岩手大学 ILC の裁判傍聴の様子

● お知らせ

《teens & law 模擬裁判》

毎年恒例の teens & law の模擬裁判が今年も行われる予定です。

- ・日時：2013年10月26日（土）か27日（日）
- ・会場：弘前大学人文学部校舎多目的ホール（予定）

また、裁判員制度に関するシンポジウムも同日同会場で引き続き行われます。併せて足をお運びいただければと思います。

詳細は、確定し次第、ホームページやメーリングリストでお知らせいたします。

● 投稿募集

本会報では、会員の皆様からの投稿を募集しています。「会員からの便り」、「新刊案内」、「お知らせ」、その他の少年をめぐる活動や雑感などございましたら、郵便、ファクシミリまたは電子メールにて事務局へお寄せ下さい。次号の発刊は来年6月頃を予定しています。

● 事務局より

飯事務局長より編集担当を引き継いで2回目の会報をお届けします。今号は、最上共同代表の巻頭言に続き、昨年度開催した2つの学習会の報告、学生サークル teens&law の活動報告を中心に構成しています。

施設見学のところでも触れられていますが、2013年3月で青森少年院が閉庁になりました。私個人としては、弘前に来てから合計8回訪問させていただきました。訪問する度に建物の老朽化は気になっていましたが、閉庁になるとは思っていませんでした。少年犯罪が減少して少年院が少なくて済むということは、社会全体から見ると好ましいことなのですが、一抹の寂しさを覚えます。

昨年度は研究会としての活動が総会の際の学習会と施設見学のみというやや寂しい年でした。今年度は会員の皆さんからの積極のご提案などをいただいて、活動を活発化させたいと思っています。引き続きご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

（平野 潔 記）

発行：青森家庭少年問題研究会

事務局：〒036-8560 青森県弘前市文京町1番地 弘前大学人文学部裁判法研究室

電子メール：:iit(at mark) cc.hirosaki-u.ac.jp

電話・ファックス：0172-39-3958

ホームページ：http://www.judicialization.com/aomorishonen.html